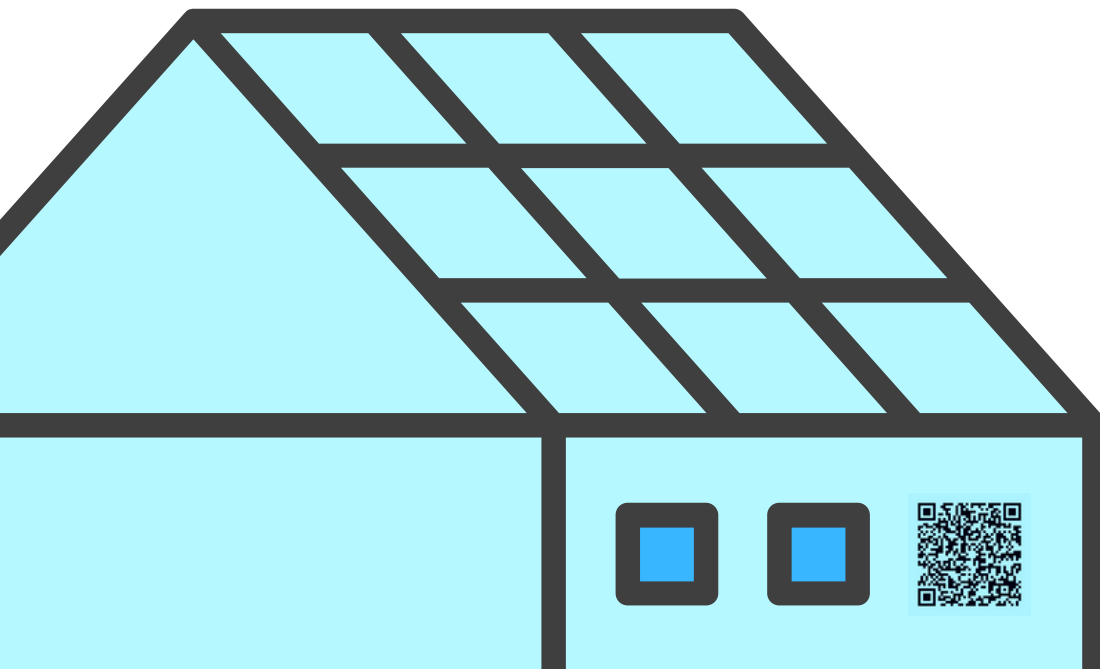


門川町
空き家
バンク

家や土地
を
売りたい・貸したい方
と
買いたい・借りたい方
を
つなぐ制度



門川町役場
地域振興課
にぎわい創出係
0982-63-1140(代表)

放置して
いませんか？

2024年4月1日から

相続登記

が義務化されます!!

- ※不動産の相続を知った時から**3年以内**の登記が義務付けられます。
- ※正当な理由なく登記しない場合、**過料**が課される場合があります。



↓↓↓ 大切です ↓↓↓

登記の
確認

現在すでに相続登記が発生している不動産も、義務化の対象です。今後、所有者の住所や氏名等の変更登記も義務化されます。**自宅や実家の登記が完了しているか**早めの確認が大切です。

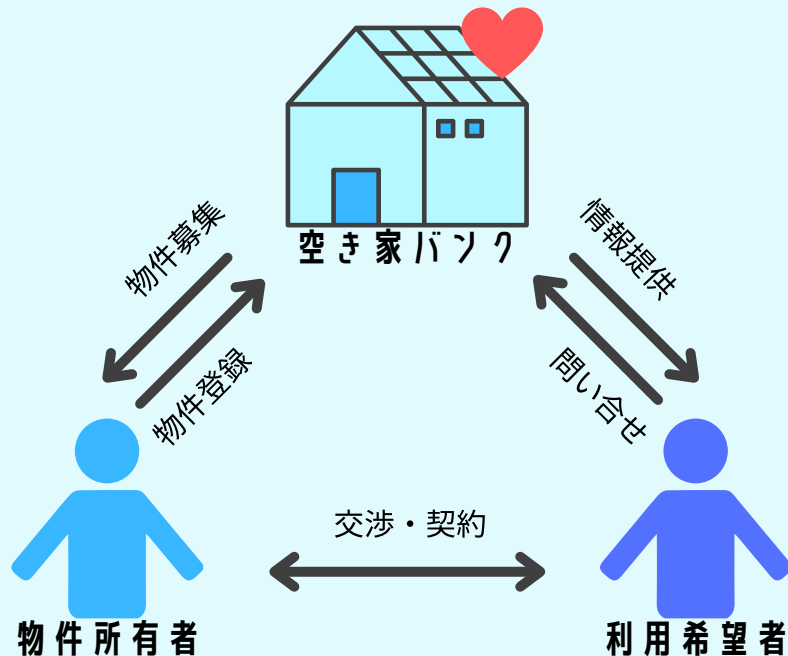
不動産の管理は、所有者の責務です。空き家・空き地が管理されず、誰かに損害を与えてしまった場合、賠償責任を負う可能性もあるため注意が必要です。
※空き家とは概ね1年以上使用されていない家のこと

定期的
な管理

空き家等情報バンクで 利活用しませんか？

町内の空き家や空き地を、所有者の方に賃貸住宅や売買物件として登録していただき、空き家等の利用を希望される方に町がホームページ等で物件情報を提供する、**有効活用・地域活性**を目的とした登録無料の制度です。

- ※交渉や契約については当事者間もしくは不動産業者を通して行っていただきます。
- ※不動産業者の仲介には手数料が発生します。



お気軽にご相談ください

門川町役場 地域振興課 にぎわい創出係

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

☎ 0982-63-1140 (代表)

✉ ijyu@town.kadogawa.lg.jp